

平成28年度 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業

(系統性のある支援研究事業)

成果報告書 (概要版)

実施機関名 (大分県教育委員会)

1. テーマ

合理的配慮を視点とした通常の学級における授業改善と、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用した小・中学校及び、高等学校間の引き継ぎの在り方に関する研究。

2. 問題意識・提案背景

平成27年度に、発達障害等の診断がなくても、ICF（国際生活機能分類）の約1500項目のうち、知的障害と発達障害に関連する44項目を抽出した「合理的配慮検討のためのICF関連図ワークシート(以下、「ICFワークシート」という。)」を活用した合理的配慮の検討方法と、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の様式を県内各学校に提案したが、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の記載内容を進学先に引き継ぐことに苦慮している実態があった。高等学校入学者選抜で不利益になる不安から、保護者や中学校教員による高等学校への積極的な情報提供に至らないケースがあった。

* ICF：世界保健機関で2001年に採択され、人間のあらゆる健康状態に関係した生活機能状態から、その人をとりまく社会制度や社会資源までを、「心身機能・身体構造」「活動と参加」「環境因子」について約1500項目に分類したもの。

3. 目的・目標

小・中学校においてICFワークシートを活用して合理的配慮を検討し、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に記載することで、進学する高等学校や就労する事業所等に合理的配慮を申出ることができる児童生徒の育成を目指す。

高等学校入学者選抜及び入学後も継続した支援を可能にするため、小・中学校や高等学校で情報共有を図るスケジュールと関係者との会議の在り方を研究し、合理的配慮の継続を目的としたシステム構築を目指す。

4. 主な成果

継続支援研究地域運営協議会を医療関係者、学識経験者、福祉・保健関係者、保育所・幼稚園関係者、学校関係者で組織し、以下のテーマについて協議した。

(1) 小・中学校での合理的配慮の普及

ICFワークシートを活用し、障害の状態をアセスメントにより、小・中学校教員の専門性を援助することが可能になり、障害特性に応じた合理的配慮の検討を実現した。

(2) 生涯にわたる合理的配慮の提供が可能なシステムづくり

指定校がある地域での、高等学校入学者選抜に合理的配慮を申請することや、乳児期から就労後までの支援や合理的配慮を継続するための保健・福祉関係者等と連携した会議の成果を、県内の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校、各市町村の保健・福祉主管課を通じて保健師や家庭児童相談員に提案した。

5. 指定校における取組概要

(1) 持続的な引継ぎシステムによる「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成方法等の研究

学校生活だけでなく家庭・地域と連携して、生活全般を評価することが重要であり、ICFワークシートで障害による活動制限と参加制約を評価するため、児童生徒の姿を行動レベルで検討することが有効である。

児童生徒の障害のよる困りの場面は「どのような状況で、どのようなきっかけで」「どんな反応で」現れるかを把握し、その結果、「周囲の人や環境はどのように対応して、変化したか」または「その行動によって何を得ているのか、何から逃れているのか」を評価することに留意する。

つまり、その行動が、児童生徒にどのような意味や価値を有するのかを、支援者が常に考え続けなければならないことが分かった。

(2) 進学前後における適切な引継ぎ内容及び時期等の研究

ア. 継続的、対話的に協議できる場の設定

早期から継続的・対話的に協議するために、協議の場では「仮の合理的配慮」であることを念頭において、本人の状態と生活環境に応じて、必要な合理的配慮の内容（妥当性）も変化することを意識して協議する。

イ. 進学前に行うこと

各園・学校の入学前からの情報共有により、進学した学校で可能な合理的配慮への移行を適切に行うため、合理的配慮の提供内容を保護者と確認し、進学後にその内容を申し送る。進学前の段階で具体的に文書化し、進学する学校へ「相談支援ファイル」「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を基に以下の内容について情報提供や事前協議を行う。

(ア) 中学校の担任や授業担当者が把握している障害に関すること。

(イ) 特別支援学級や通級指導教室の在籍経験の有無と、その指導内容や経緯に関すること。

(ウ) 登校へのモチベーションの維持・向上を支援するための方法に関すること。
不登校など学校不適應への不安がある場合は、学習状況や他の生徒との関係性に留意し、本人との面談を定期的に行い、4月当初から合理的配慮を提供することが望ましい。

ウ. 進学後の学校で行うこと

(ア) 入学前の学校からの情報提供をもとに「合理的配慮提供の申出」を受け、保護者と本人と面談し意向確認・関係を構築しておく。

(イ) 進学後に、合理的配慮の必要性に関する情報提供を求める。

(ウ) 春季休業中（3月末）に、近隣の特別支援学校特別支援教育コーディネーター等が参画できる連携体制を整える。

(エ) 校内の体制を整え、可能な合理的配慮を決定しておく。

(オ) 入学説明会での合理的配慮に関する説明や相談会を実施する。

(カ) 入学後、速やかに配慮事項を保護者、児童生徒に伝える。

(キ) 入学後の状況を観察し、4月中旬頃に合理的配慮の評価・見直しを行うことを目指す。

- (3) 児童生徒本人・保護者の同意を得て引継ぎを実施する体制の整備評価の手法
- ア. 「障害者の権利に関する条約」では、『障害』は本人の健康の状態等のみではなく、学校や地域社会の環境が影響しているものであることを周知する。
- イ. 合理的配慮の申請による不利益が生じないことが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に規定されていることを周知する。
- ウ. 合理的配慮を申請しても、申請した内容が全て提供されるとは限らず、代替方法による提供や、提供の実施までに時間が必要な場合があることを確認する。
- エ. 子供の困難を把握し（子供が気づかない場合であっても）、提供した合理的配慮を、早期から保護者、教員などが共有していることを確認する。
- オ. 進学前の園・学校で障害を本人・保護者が認識し、合理的配慮の提供を受けているなど、早期からの申し出の有無を確認する。

6. 今後の課題と対応

合理的配慮は限定した場面で、個別に提供されるものであるために、教員には障害の特性を評価する能力が求められるが、専門性を有した教員は少ない。教員全体の資質の向上に加えて、コーディネーターなどの特定の教員のスキル向上を目指すには長期間を要し、教員の専門性をサポートする外部専門家の数も少ないという実態では、専門性を有した教員が活動しやすい校内環境を校長の学校運営により進めることが必要である。

ICFワークシートを活用し合理的配慮を検討し、タブレット端末を活用して合理的配慮を提供した成果を県内に普及する必要がある。

継続的な引き継ぎシステムを構築できても、保護者や本人が合理的配慮を申し出ることによって不安を感じる場合は、支援が継続されにくいことが予想される。県内全域で、合理的配慮の提供が行われている状況を早期に作り出すことが必要であり、そのためには広範囲の保護者や県民全体に対する啓発が求められる。

継続的・対話的に協議できる場を、学校主催に加えて保健・福祉など多数の機関が主催し、保護者が所有する「相談支援ファイル」と学校が作成する「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の情報を各機関の支援者が共有して、ライフステージの変化に応じて支援者が切れ目なく対応できる体制が必要である。

現時点の実績結果よりも、子供の将来に向けて、その時々地域社会全体が最善の方策を検討し続けることが重要になってくる。

*相談支援ファイル：医療・保健・福祉・教育・労働等の各機関において必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行う際の参考となる情報を集めたファイル

7. 指定校について

【前在籍校】

(小学校の場合)

指定校名：竹田市立荻小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	22	1	24	1	19	1	18	1	22	1	17	1
特別支援学級	0	—	0	—	1	1	1	1	0	—	1	1
通級による指導 (対象者数)	5	0	5	0	9	0	0	0	0	0	2	0
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー	その他	計	
教職員数	1	1	9	1	1	0	2	2	0	1	18	

(中学校の場合)

指定校名：竹田市立緑ヶ丘中学校											
	第1学年				第2学年				第3学年		
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数	学級数	
通常の学級	17		1		13		1		15	1	
特別支援学級	0		0		0		0		0	0	
通級による指導 (対象者数)	0		0		0		0		2	0	
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育 支援員	スクールカウンセラー	その他	計
教職員数	1	1	23	1	3	1	1	1	1	2	35

【後在籍校】

(高等学校の場合)

指定校名：大分県立竹田高等学校												
学級数及び児童生徒数												
課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年				—		
		生徒	学級数	生徒	学級数	生徒数		学級数		生徒	学	
全 日 制	普通科	153	4	148	4	134		4		—	—	
教職員数												
校 長	教 頭	教 諭	養 護 教 諭	講 師	A L T	事 務 職 員					そ の 他	計
1	2	28	1	10	1	3	0		0		3	50

指定校名：大分県立三重総合高等学校												
学級数及び児童生徒数												
課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年				—		
		生徒	学級数	生徒	学級数	生徒数		学級数		生徒	学	
全 日 制	普通科	80	2	66	2	79		2		—	—	
	生物環境 科	39	1	39	1	39		1		—	—	
	メディア 科学科	40	1	33	1	40		1		—	—	
教職員数												
校 長	教 頭	教 諭	養 護 教 諭	講 師	A L T	事 務 職 員					そ の 他	計
1	2	41	2	8	1	5	0		0		12	72

8. 問い合わせ先

組織名：大分県教育委員会特別支援教育課

(1) 担当部署 大分県教育庁特別支援教育課

- (2) 所在地 大分市府内町3丁目10番1号
(3) 電話番号 097-506-5539
(4) FAX番号 097-506-1795
(5) メールアドレス funakoshi-yoshiyuki@oen.ed.jp